主 文

原判決を破毀する。

本件を東京高等裁判所に差戻す。

理 由

弁護人竹内金太郎及び同織田嘉七の上告趣意、弁護人竹内金太郎の上告趣意、並 びに弁護人竹内金太郎の上告趣意(第二)は、添附別紙に記載の通りである。

弁護人竹内金太郎及び同織田嘉七の上告趣意第一点について。

本件記録を調べてみると、原審第一回公判期日(昭和二二年一〇月三一日)にお いて被告人の弁護人宮沢増太郎が、被告人のため、証人としてA、B、C、外三名 の喚問を申請したところ原審裁判所は、内、A及びCの両名を訊問することと決定 し、B外三名の証人の許否は留保した上、同日Cを訊問し次いで第三回公判期日(同年一二月一九日)にAの訊問を行つたけれどもB及びその他留保の証人はこれを 却下するとの決定を言渡し、これらの証人は取調べをしないで結審したことが右各 公判調書の記載によつて明らかである。してみると、右Bの供述を録取した書類又 は同人が作成した始末書その他同人の供述録取書類に代るべき書類は、刑訴応急措 置法第一二条第一項本文の規定により、同項但書に規定せられる場合の外は、これ を証拠とすることができないものである。しかるに、右Bを訊問する機会を被告人 に与えることが不可能であるとか又は著しく困難であるとかいう事情は記録上認め られない。にもかかわらず原審は、右のように、同人喚問の申請を却下しておきな がら、その作成提出した始末書の記載を罪証の一部として採つていること所論のと おりである。かくの如きは既に当裁判所の判例にも示されているように、正しく刑 訴応急措置法第一二条第一項に違反したものであつて、論旨は理由があり、原判決 はこの点において、破毀を免れない。

よつてその他の上告論旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法第四四七条、第四四

八条の二に従い、主文の通り判決する。

この判決は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官 十蔵寺宗雄関与

昭和二十三年六月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長 谷	Ш	太	_	郎
裁判官	井	上			登
裁判官	庄	野	理		_
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介